財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により公表する。

令和6年2月5日

戶田市監査委員 小川千恵子 戸田市監査委員 佐藤太信

令和5年度

財政援助団体等監査結果報告書

戸田市監査委員 令和6年2月5日

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施し、同条第9項の規 定により、その結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査対象

(1)所管課

こども健やか部 児童青少年課

- (2)財政援助(補助金等交付)団体 株式会社グローイングアップ
- (3)補助金の名称及び令和4年度交付額戸田市学童保育室運営等事業費補助金11,498,913円

2 監査期間

令和5年12月28日(木)から令和6年1月26日(金)まで

3 監查対象範囲

原則として、令和4年度の事業を対象とする。ただし、現金等保管状況は、現年度も対象とする。

4 監査方法

監査方法は、書類審査、関係者への質問、現地での照合(帳簿実査)及び実査(事実の存 否についての現物検証)を実施した。

5 監査項目及び主な着眼点

補助等の対象となっている事業が目的に沿って適正かつ効果的に行われているかを主眼と して監査を実施した。

(1) 所管課関係

ア
補助金の決定、交付目的、補助対象事業の内容、額の決定、交付方法、時期、手続

等は適正か。

- イ 補助金の効果及び条件の履行の確認は実績報告書等により行われ、適切に審査しているか。
- ウ 補助金交付団体への指導監督は適時適切に行われているか。

(2) 財政援助団体関係

- ア 補助金の交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- イ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、 補助対象事業以外に流用されていないか。
- ウ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- エ 補助金に係る収支の会計経理等は適正か。
- オ補助金の実績報告書の内容は実績を十分把握でき、また、提出時期は適切か。
- カ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

6 監査の結果

適正に行われているものと認められた。

(1) こども健やか部 児童青少年課

戸田市補助金等交付規則及び戸田市学童保育室運営等事業費補助事業実施要綱に基づく補助金の算定及び交付方法等について、関係書類等を調査した結果、おおむね適正に行われているものと認められた。

(2) 株式会社グローイングアップ

事業計画と実施した事業内容に係る関係書類及び補助金に係る収支の会計経理事務に係る関係書類等を調査した結果、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、指摘事項には該当しないものの、今後の事務執行において改善が必要な事項等については、行政委員会事務局長を通じて関係者に適正に処理を行うよう求める。